

5月は消費者月間

今年のテーマ

明日の地球を救うため、消費者にできること **グリーン志向消費** どのグリーンにする？

毎年5月は、消費者、事業所、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中的に行う「消費者月間」となっています。

毎年、記録的な大雨や高温など異常気象の影響による災害が発生し、その原因は地球温暖化による気候変動が影響していると言われています。また、地球温暖化の責任はほぼ全面的に人類にあるとも言われています。

そこで、私たちの日々の行動を見直していくことが不可欠で、消費行動においても例外ではありません。

自分に何ができる？

どんな消費行動が、地球環境にとって良い行動なのか考え、地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動を実践してみましょう。いくつか例を紹介します。

●地球環境に配慮した消費行動

- ◇電気をこまめに切る
- ◇省エネ家電を利用する
- ◇再生可能エネルギーを利用する
- ◇ごみを分別する

●食品ロスによる消費行動

- ◇買い物にでかける前に、冷蔵庫などの中身を確認する
- ◇少量パックや量り売りなどを利用し、必要な量だけ買う

- ◇すぐに食べる商品は、手前に陳列されているものから購入する
- 規格外商品やリユース・リサイクル商品の消費行動

- ◇環境への負荷が小さい商品を選ぶ
- ◇エコ商品やリサイクル商品を購入する
- ◇ものを長く大切に使う

●市消費生活センターを知っていますか

消費生活に関するトラブル解決の手助けやさまざまなアドバイスを行っています。契約のことで疑問や不安があれば、気軽に相談してください。

●消費生活相談員による出前講座

最新の事例を交えながら、トラブルに遭わないためのポイントや、悪質商法の手口、対処方法などを分かりやすく紹介する出前講座を無料で行っています。ぜひ学校の授業や地域の学習会などで利用してください。

●市消費生活相談（予約不要）

平日 午前9時半～正午
午後1時～4時半
市消費生活センター（市役所新館4階）
☎(580)1968

●消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日 午前10時～午後4時
☎188（局番なし）
●問い合わせ先
生活安全課
☎(580)1897

水道局職員を装った不審者に注意を

最近、水道局職員を装った不審者が訪問する事例が発生していますので、不審な訪問などに注意してください。

●身分証の確認

水道局の職員は必ず身分証を所持していますので、身分証の提示を求めてください。また、制服や名札、運転してきた車を確認してください。不審に感じた場合には、扉を開けず、インターホン越しに対応することを推奨します。

●訪問予定の確認

水道局の職員が事前の連絡なしに訪問することは稀です。突然の訪問に対しては、事前に配布された書面や通知を確認し、本当に水道局職員

であるか確認しましょう。疑わしい場合は、問い合わせてください。

●作業内容の確認

水道局職員であれば具体的な作業内容や訪問理由を説明できます。曖昧な説明や不自然な質問に注意し、具体的な作業内容を確認してください。

●不審な行動への対応

水道局職員を名乗る人が、個人情報執拗に尋ねる、家の中に入ろうとする場合は、すぐに警察へ通報して身の安全を確保してください。

●問い合わせ先

料金施設課給排水設備担当
☎(580)1927

